

講 演

近代における韓国憲法学の潮流

——早稲田大学との関わりを通じて——

金 孝 全
金 亮 完 訳

- 一 序 説
- 二 西欧憲法理論の導入過程
- 三 早稲田大学の役割
- 四 結 論

一 序 説

近代韓国憲法学の起源を明らかにすることは容易ではない。しかし、その発展の過程をたどると、1876年に日本と締結した江華島条約を前後した時期に始まり、最初は中国の書物あるいはアメリカ人宣教師を通じて西欧の文物に接し、1905年を前後して日本の絶対的な影響を受けたことがうかがえる。

本稿では、まず近代韓国にどのような西欧の憲法理論が、どのような経路を通じて導入されたかを簡単に説明したうえで、その中でも日本の憲法学がいかんにして受容されたかを、とくに早稲田大学との関わりという観点から示すこととした。

二 西欧憲法理論の導入過程

1 中国の書物と新聞

朝鮮は、日本やアジアの国々と同様に、伝統的に中国の文物を導入し、それらを自ら吸収してきた。長い間鎖国を維持してきた朝鮮は、西洋の文物も中国を通じて受け入れた。

法学の場合にも、当然ながら国際法関連書籍がまず伝播された。たとえば、アメリカ人宣教師 W. A. P. Martin は、H. Wheaton の『Elements of International Law』(1836) を『萬国公法』と翻訳して1864年に出版し、同書はすぐに日本⁽¹⁾、朝鮮やベトナム⁽²⁾ 等にも紹介された。次いで T. D. Woolsey の『Introduction to the Study of International Law』(1860) が『公法便覧』(1877) として、Ch. Martens の『Le Guide Diplomatique』(1832) は『星輅指掌』(1887) として、J. C. Bluntschli の『Das Moderne Völkerrecht der civilisirten Staaten.』(1868) は、『公法會通』(1880) として翻訳された。

20世紀に入ってから、より多くの国際法書籍や、法学関連の著作が中国と日本で翻訳され、それらは直ちに朝鮮にも紹介された。

その後は、新聞を通じて西洋の法学理論が断片的に紹介され始めた。韓国の最初の新聞である「漢城旬報」^{はんそんすんぽ} は、中国の新聞、たとえば「中國公報」や「扈報」等を通じて西洋の民主主義、章程（憲法）、公議堂（国会）に関する知識を得た。

憲法は「章程」と表現され、次のように理解されていた。

「かく民衆の権限を一人に委任し、民衆にとって有益であり、反逆や過酷な政治がないようにするのが章程なり⁽³⁾。」

とりわけ重要なのは、「本館がこのような問題を論ずるのは、それらについて弁論したり、その長所や短所を議論しようとするためではない。ただ、公報に接した人々に民主国の由来と各国の章程および公議堂について詳細に知らせようとするだけである」として、紹介の目的を明らかにしている点である。

このような報道の姿勢は、ルソー (J.-J. Rousseau) の「民約」^{みんやく} (社会契約論) を紹介する「皇城新聞」^{わんぎん} の場合も同様であった。すなわち、

「しかし、いまやその言論は既に陳腐に属し且つ神聖なる帝国に共和を論ずることは昭代の禁ずるところであり、訳者さりとてどうして異俗を崇拜し横議を嗜好することができよう。但、該氏の民約をみるに、その措辞が婉曲で万意が深遠なるため観るべき奇景が往々に存在するが故に左に訳載する次第なり⁽⁴⁾。」

(1) 高原泉「開成所版『萬国公法』の刊行一万屋兵四郎と勝海舟をめぐる」中央大学大学院研究年報29号299-309頁参照 (2000)。

(2) 武山眞行「ベトナム版丁健良『萬国公法』—植民地化進行過程下での翻刻」法学新報109巻5 = 6号217-240頁参照 (2003)。

(3) 1884年2月7日付漢城旬報。

と述べ、専制君主国において共和制を紹介することの困難さを吐露している。

他方、西洋言語の訳語は、当初は「萬國公法」のように中国の用語法に従っていたが、日清戦争で日本が勝利したことにより、「国際法」のように日本の用語法へと次第に切り替わるようになった。

2 宣教師と新聞を通じた憲法理解

西欧の立憲主義理論は、まず中国と日本にキリスト教を伝播しようと努めた英米の宣教師を通じて、朝鮮にも秘かに伝わっていた。宣教師らから教わった代表的な朝鮮人としては、尹致昊^{ゆんちほ}と李承晩^{りすんまん}を挙げることができる。

具体的には、尹致昊はアメリカ人 H. M. Robert の『Pocket Manual of Rules of Order』(1876) を『議會通用規則』(1898) と翻訳して出版した。同書は、独立協会を中心として進められていた議会設立のための基礎作業の一環として出版されたものであった。李承晩は、『独立精神』(1904) を著わし、その中で立憲主義をはじめとする西洋の歴史と文化の全般を著述して、朝鮮人の文明開化に努力した。彼らは、宣教師から英語と国際政治に関する知識を習得したことから、ほとんどがキリスト教信者であったし、英米の法理論に対する理解が正確であったと評されている。

新聞では、イギリス人のベセル (Ernest T. Bethell) が主管していた「大韓^{ではん}毎日申報^{めいじうしんぽ}」や「帝國新聞^{ていこくしんぶん}」等を通じて、イギリスの立憲主義や議会主義、アメリカの大統領制、議会、司法制度等が紹介された。

とくにイギリスの立憲君主制は、当時の代表的な知識人であった俞吉潐^{ゆうきちせん}の『西洋見聞』(1895) を始め、数多くの識者らの考え方の拠りどころ、あるいは羨望の対象となっていたが、朝鮮に導入するに当たっては、まず国民の教化が必要であるとして慎重な態度をとっていた。

なによりも「憲法」という言葉に対する理解を例示してみよう。

「憲法とは、下議院を設置し、百姓が國の政事に干与する法なり⁽⁵⁾」

これは、当時の代表的な新聞である「帝國新聞」の説明である。もちろん朝鮮には下議院も存在しなかったし、百姓が政治に干与することは認められていなかった。もちろん、アメリカにおいても「Constitution」とは国家の組織程

(4) 1909年8月4日付皇城新聞。

(5) 1901年6月11日付帝國新聞

度でしか理解されていなかった。

また、国民の基本的な自由と権利について、独立新聞は早くから啓蒙的な論説や記事を掲載していた。つまり、「主が授けた権利は、何人も奪うことのできない権利であり⁽⁶⁾、また富貴榮辱は天生の権利にあらずとも、言権自由は天生の権利なり⁽⁷⁾」といい、国民の基本権を強調していた。

そのほかにも、「帝國新聞」は「米國百姓の権利論」という論説を連載し、国民の自由と権利の重要性を喚起した⁽⁸⁾。

3 日本を通じた憲法理解

朝鮮王朝は、封建社会内部の葛藤と矛盾、そして外圧により改革を求められた結果、1894年の甲午更張^{かぼうせいじやう}を迎えることとなった。これに伴い、高宗は洪範^{ほんはん}14条【記者注：韓国最初の憲法とされてる。】を頒布し、政治改革を宣布した。また、1899年には、大韓帝国制を宣布し、政治改革を図った。

他方、1895年日清戦争で勝利した日本は、朝鮮半島にも徐々に支配力を強化しようとしたが、一時抵抗に遭っていた。再び1905年日露戦争で勝利を収めた日本は、朝鮮を保護国にする。これにより、日本の影響は急激に強まることとなる。たとえば、1895年4月に設立された法官養成所の教官に日本人が含まれ、いわゆる顧問政治以降は多数の日本人が朝鮮の官吏として勤務するようになった。

法学の分野では、1881年朝鮮政府が日本の要請を受けて最初の海外留学生を日本に派遣したことにより、本格的に西洋の文物を体系的に受容する契機となった。

憲法学の場合は、^{ゆちひよん}兪致衡が穂積八束の『憲法』を準拠採用して『憲法』(1908)を講述し⁽⁹⁾、^{きむさんよん}金祥演が副島義一の『日本帝國憲法論』を要約して『憲法』を講述し、さらに^{ちよそんぐ}趙聲九が日本人の著述を基礎に『憲法』(1907)を著述した。これらの書物は、すべてドイツの理論に依拠していたため、間接的ではあったが、自然にドイツ理論が朝鮮を支配し、流行する結果となった。

代表的なドイツ学者としては、J. C. Bluntschli (1908-1981) を挙げること

(6) 1897年3月9日付独立新聞

(7) 1899年1月10日付独立新聞

(8) 1902年10月30日付ないし同年11月4日付独立新聞

(9) 國分典子「兪致衡と穂積八束—朝鮮開化期における憲法の教科書」法学研究 72巻7号23-55頁参照 (1999)。

ができる。前述した『公法會通』のほかにも彼の国家学が頻繁に言及され、研究の対象となった。単行本の形態で発刊されたのは、安鐘和の『國家学綱領』(1907)、鄭寅琥訳『國家思想学』(1908)である。安鐘和は、序文において、子孫が繁栄し、文明富強の策略を唱導することにより、われわれの今日における形勢を挽回するためには、まずこの『國家学綱領』を読むことが基本となると述べていた。

Bluntschliは、当時日本においては加藤弘之と平田東助によって紹介され、日本に亡命していた中国の梁啓超が和訳本をさらに漢訳し、中国においても流行するに至った。韓国の識者層は、一部は和訳書を通じて、一部は中国の本を通じてドイツの理論に接した。

では、Bluntschliが流行った理由は何であろうか。それは、特定の国家の実定法を論じたのではなく、一般国法学の教科書的な記述を試みた点にあるといえよう⁽¹⁰⁾。他方、Bluntschliの保守主義的で自由主義的な理論が、日本と中国においては革命的といえる理論に様変わりしたことも興味深い事実である。

そのほかには、C. Bornhak, R. v. Gneist, P. Laband, Lorenz v. Steinの理論がよく紹介されていた。

翻訳としては、高田早苗の『憲法要義』を鄭寅琥が1908年に紹介し、朴勝彬は明治憲法を始め日本の法令を韓国語に翻訳して発刊した。とくに加藤弘之の『人權新説』と『強者の権利競争論』が1908年に金積により翻訳された。

憲法学については、市島謙吉の『政治原論』が安國善により同名の本として翻訳され、同訳者により『行政法』が発刊され、また張憲植によって『行政法大意』が、趙聲九により『警察学』が翻訳された。

雑誌に発表された論文は枚挙に暇がない。まず、「大朝鮮人日本留学生親睦會會報」が1896年東京で発刊され、そこに政治と法律に関する多数の論説が発表された。たとえば、安明善「政治の得失」、劉昌熙「國民の義務」、鄭寅韶「國家の觀念」、金鎔濟「立憲政府の概論」などがその例である。

とくに、保護条約が締結され、國權回復運動が起きると、数多くの団体が新聞と雑誌を発刊して愛國啓蒙運動を展開した。なによりも國民を教育し啓蒙するために雑誌が動員された。これらの雑誌のすべてが法学と政治学、そして国家学等に関するコラムを設け、当然ながら憲法学に関する論説を掲載したが、その題目をここに羅列することはできない。また、明治時代の日本と同様に、

(10) 大久保利謙編『津田正道』181頁(1997)。

各種の演説会が開かれ、国民の政治意識と権利意識の涵養にも寄与していた。

日本を通じた西欧憲法学との間接的な出会いは、まず国王の専制権力の強化、ドイツ式啓蒙君主制に対する欽慕、日本式立憲主義の宣伝等に利用された。

三 早稲田大学の役割

ここでは、これまでに挙げた日本の文献のうちとくに早稲田大学と関連を有する著者や卒業生についてももう少し詳述することとしたい。

1 金祥演講述『憲法』(1908)

この本は、副島義一著『日本帝國憲法論』(1905)を要約したものである。

著者の副島義一(1866-1947)は、1894年帝国大学(現東京大学)を卒業し、翌年東京専門学校(現早稲田大学)の講師となり、憲法と行政法の講義を担当した。1902年ドイツ・ベルリン大学に留学し⁽¹¹⁾、帰国後、早稲田大学教授となった。『日本帝國憲法論』では、天皇機関説の立場を説く⁽¹²⁾。1920年の総選挙で佐賀県から無所属で立候補して当選した。1931年に中華民国政府の法律顧問となり、早稲田大学の教授を辞職した。

記者である金祥演は、1899年朝鮮政府の国費留学生として東京専門学校邦語政治科に入学し、1902年7月に卒業した。同年9月から東京専門学校は早稲田大学に名称を変更した。彼の学籍簿には入学保証人として副島義一の名前が記されている。

金祥演は、帰国後帝国新聞社記者、皇城新聞社副社長、法官養成所教官、洪州郡長、龍川郡長等を歴任した。彼は、法官養成所の教官として勤務する傍ら、『國家学』、『國法学』、『商法要義』、『曾社法』等の著作を遺した。彼は1910年日韓併合以降も、龍川郡長と義州郡長等を長い間勤めたが、おそらくその背景には副島義一があるのではないかと思われる。

いずれにしても、彼の『憲法』は、法官養成所での教科書としてののみならず、一般国民の憲法知識の啓蒙と同時に受験書としても大いに人気を博した。

副島義一の憲法学については、小野梓の学説(後の国家法人説ないし天皇機

(11) 留学期については、早稲田学報81号567-570頁(1903)等参照。

(12) 早稲田大学創立75周年記念出版社会科学部部門編纂委員会編『近代日本の社会科学と早稲田大学』321-330頁参照(1957)。

関説につながったそれ)につながるものとして位置づけられることもあれば⁽¹³⁾、小野梓との関係を否定する見解もある⁽¹⁴⁾。

2 高田早苗著・鄭寅琥訳『憲法要義』(1908)

この本は、当時早稲田大学教授であった高田早苗(1860-1938)の著書を韓国語に翻訳したものである。

著者は半峰または松屋主人を雅号とし、江戸で生まれた。1882年東京大学文学部を卒業し、同年東京専門学校講師となった。国際法学者である有賀長雄、教育者である市島謙吉とは同期であった。彼は早稲田大学の設立者である大隈重信を手伝って、早稲田大学を興した人物でもある。議会設立以来6回にわたって代議士に当選し⁽¹⁵⁾、大隈内閣の文部相となり、早稲田大学の総長も歴任した。著書としては、『英國行政法』(1884)、『國會法』(1887)、『國家学原理』(1905)等があり、訳書としてT. W. Wilsonの『政治汎論』(1896)、J. W. Burgessの『比較憲法論』(1908)がある⁽¹⁶⁾。

訳者の鄭寅琥(1869-1945)は、民族運動家として京畿道楊州出身で、郡長を歴任した後、早くから新学問の受容と国民の啓蒙を主張して、中樞院に自らの主張を披瀝したことがある。また、玉璫書館の主人として、出版を通じて国民の国家意識を鼓舞しようとした。とくに、日本統治下で郡長として在職することを屈辱と考えて辞職し、1919年3月の独立運動以降は救国団を組織して積極的に独立運動を展開した。彼は軍資金を調達して上海に送金していたが、これが発覚して1921年ソウルで逮捕され、有罪の判決を受け、5年間服役した後に出所した。1945年に死亡した。

この本には、校閲者として張世基と李載乾の名前が記されている。中国語翻訳は張肇桐漢訳『憲法要義』(1902)がある。この憲法要義は、10章44頁からなる小冊子である。

他方、高田早苗の著作として『國家学原理』は、前述した金祥演により1906

(13) 吉井蒼生夫『稲門の群像』25頁。

(14) 家永三郎『日本近代憲法思想史研究』150-156頁(岩波書店、1967)および鈴木安藏『日本憲法学史研究』(1975)参照。

(15) 詳細は、内田満「早稲田政治学の先達：高田早苗一国会開設期に果たした役割を中心に」早稲田政治経済学雑誌340号1-28頁参照(1999)。

(16) 早稲田大学大学史資料センター編『高田早苗の総合的研究』(早稲田大学出版部、2002)参照。

年に韓国語に翻訳された。この本は、韓国最初の体系的な国家学の著書であり、日本により国権を奪われた韓国において、国家思想や国家観念を鼓舞するのに大いに寄与した。

日本においても、この本は近代日本の国家的基礎を確立するのに役立つ書物として評されている⁽¹⁷⁾。また、高田早苗を、「実学的政治学」の提唱者として評する論者もある⁽¹⁸⁾。

3 市島謙吉著・安國善訳『政治言論』（1907）

憲法学に関する著作としては、市島謙吉（1860-1944）の政治学関連書籍を挙げる事ができる。彼の著作は、早くから韓国人による「最初の」体系的な政治学書として注目されたが、報告者により、韓国人の著述ではなく、市島謙吉の著書を要約して講述したものであることが明らかになった。

本書の著者は、大隈重信を手伝って早稲田大学を大いに復興発展させ、同大学の図書館長を長い間歴任したこととして有名である。

彼の略歴を簡単に紹介すると、新潟県出身の彼は、1876年東京大学の前身である東京開成学校に入学し、高田早苗、坪内逍遙らとともに寮で生活していた。彼は1884年東京帝国大学を中退した後、東京専門学校の講師となり、政治、経済、論理学等を担当した⁽¹⁹⁾。しかし、まもなく大隈重信が創設した立憲開進党に入り、1894年以降3回にわたって代議士に当選した。その後高田新聞と新潟新聞の主筆を勤め、再び早稲田大学に戻り、学校の経営に尽力した。彼の著作としては『主権論』（1882）があり、専門研究書というよりは、主として随筆集を複数出版した⁽²⁰⁾。

他方、同書を翻訳した安國善（1878-1926）は、韓国近代小説の先駆者として、多くの社会科学書を翻訳し、また度支部【訳者注：朝鮮末期財産を担当した省】の幹部であった安駟壽^{あんぎよんすう}（1853-1900）の養子としても知られてい

(17) 濱原隆「国家学原理におけるその国家思想」『近代日本と早稲田の思想群像 2』1-33頁参照（1983）。

(18) 吉村正「高田早苗：実学的政治学の提唱と普及」早稲田大学創立75周年記念出版社会科学部門編纂委員会編『近代日本の社会科学と早稲田大学』28-54頁参照（1957）。

(19) 金子宏二「市島謙吉の東京専門学校講師時代」早稲田大学史紀要

(20) 略年報と著作目録は、『市島春城先生生誕百年記念際のしおり』早稲田大学図書館 9-25頁および26-36頁参照（1960）。

る⁽²¹⁾。

略歴を簡略に紹介すると、京畿道古川で出生し、1895年朝鮮政府の国費留学生として日本慶応義塾普通科で修学した後、明治29年9月東京専門学校邦語政治科に入学して1899年に卒業した。当時の卒業生は全部で146人であり、そのうち英語政治科が25人、邦語政治科が58人であった。そのうち、鄭寅韶^{じよんいんそ}、李寅植、安國善は彼と同期であった⁽²²⁾。

帰国後は、李承晩らとともに政治活動をしたことにより刑務所に収監されることもあったが、そこでキリスト教に帰依した。1906年には敦明義塾の教師として政治原論を講義し、そのほかにもいくつかの学校で政治学の講義を行った。1907年には帝室財産整理局事務官として勤務し、日韓併合後はしばらく清道郡長も歴任し、また、日本政府より恩賜金をもらったこともあった⁽²³⁾。ところが、すぐ解任されて都落ちし、農業を営んだが、死亡した。

安國善の著作としては、『演説法方』（1907）、『禽獸会議録』（1908）、『共進會』（1915）等があり、翻訳として、『行政法』（上・下、1907）、『商行為法』（1907）、『外交通義』（1907）、『比律賓戦史』（1907）、『商業経営法』（1909）等がある。

ところで、市島謙吉の『政治原論』は、主に英米の政治学書を参考にして著述したことを序文において明らかにされているが、同書に対する日本人の評価は二分されている。蠟山政道は、山田一郎の『政治原論』を高く評価する一方、市島の著作については書名だけを言及する程度である⁽²⁴⁾。山田一郎は、東京専門学校の講師と有志生徒とともに私擬憲法草案を作成したりした⁽²⁵⁾。これに対し、憲法学者である鈴木安藏は、合川正道の『政治学』と市島の著書を高く評価している⁽²⁶⁾。

(21) 詳細は、チェ・ギヨン「安國善（1879-1926）の生涯と啓蒙思想上・下」韓国学報第63号および第64号（1991）；同『韓国近代啓蒙思想研究』139-198頁（2003）所収。

(22) 早稲田学報29号29-30頁（1899）。

(23) 1911年4月22日付大韓毎日新報

(24) 蠟山政道『日本における政治学の発達』105頁。

(25) 真邊将之「東京専門学校における私擬憲法草案の作成—新発見史料「憲法私擬」とその意義」早稲田大学史紀要33巻5-37頁参照（2001）。

(26) 鈴木安藏『日本憲法学史研究』101頁（1975）。

4 李儁と早稲田大学

韓国人について興味深い事実は、李儁^{りじゆん}（1859-1907：旧名李璿^{りそんぜ}在）が早稲田大学法科を卒業したとか、早稲田で勉強したという記述である。

では、李儁は誰なのか。彼は早い時期に法官養成所を卒業し、検察官として日本が朝鮮と締結した乙巳保護条約の無効を訴えるために高宗皇帝の密書を携えてオランダのハーグに赴いたが、日本とイギリスの妨害により参加が拒否され、そこで憤死した人物として、韓国人の間では英雄視されている。

彼が早稲田出身であるのか、それとも少なくとも一講座だけでも受講した事実があったかについて、報告者は20年前から関心をもって追ってきたので、報告者の李儁研究についてのこれまでの経過を簡単に紹介することとしたい。

まず、1986年早稲田大学で勉強していた報告者の教え子に手紙を書き、李儁の学籍簿の照会を依頼したところ、個人のプライバシーにかかわる事項であるので照会に応ずることができない旨の回答があった。さらに、1998年当時早稲田大学の助手であった教え子を通じて試みたところ、「在籍の記録がない」との調査結果報告書（1998年4月15日付教務第A3003号）を受け取った。それには調査した卒業生の名簿と学籍簿の記録も添付されていた。

しばらく忘れていたところ、昨年早稲田大学の交換研究員として研究の機会を得たので、三度李儁に関する記録を探しているうちに、「早稲田学報」で彼の旧名を発見した⁽²⁷⁾。そこで、各種の資料を添付して学籍簿再調査を依頼した。しかし、結果は「李儁という記載は存在しない」という回答であった。他方、明治29年に李璿在という名前で伊藤博文に送った手紙を発見した⁽²⁸⁾。同名異人かも知れないとも考えたが、早稲田近くの牛込区鶴巻町の寮で細々と生活している旨の手紙であった。正規の留学生ではないという事実だけは確認でき、研究生あるいは聴講生であったように思われるが、その記録は存在しない。

四 結びにかえて

以上、近代韓国憲法学の発展過程ないしはその潮流の一端を簡単に考察し

(27) 早稲田学報5号（1897年7月31日）125頁「第8回日韓倶楽部……韓人李璿在の吟詩があり……」という記述参照。

(28) 『伊藤博文関係文書8』408頁（1980）。

た。要約すると、西欧の憲法理論はまず中国を通じて、次いでアメリカや日本を通じて間接的に韓国に紹介され、導入されたことが窺える。しかし、その内容をみると、イギリスとアメリカ、フランスとドイツの理論が時間的にも学說的にも互いに異なる点が多く存在したにもかかわらず、同時期に一斉に相互交叉的に流入されたという事実が窺える。

さらに、朝鮮は専制君主国であったにもかかわらず、立憲君主制が最も理想的であり、立憲君主国家が専制君主国家よりも優れているという事実が公然と強調された。しかし、朝鮮は、日本により植民地化され、日本の敗戦とこれに伴う韓国の独立後も君主制は復活し得なかった。

外国による影響としては、ドイツと日本の学説が支配的であった。とりわけドイツプロイセンの絶対的な影響を受けた日本の影響により、「法学即ちドイツ」のような印象を韓国人の脳裏に焼き付ける結果となった。

いずれにしても、朝鮮は西勢東漸、弱肉強食の世紀末の混乱の中でも国権を守り、民族の生存権を保障するため、法による方途と活路を絶えず模索してきたことを、以上の文献から確認することができるといえよう。